

犬の登録

生後91日以上の子犬は、市への登録が、法律で飼い主に義務付けられています。

飼い犬に関する各種申請・届出は、環境交通課、大和・塩沼市民センターで受け付けます。

▶新規登録

登録には飼い主・飼い犬の情報を「犬の登録申請書」に記載し、申請してください。登録手数料は、1頭につき3,000円です。

市指定獣医師のいる動物病院などでは、狂犬病予防注射と同時に登録もできます。(登録のみはできません)

▶犬の転入・転出

市外から犬が転入する場合は、前所在地の鑑札を持参し、届け出てください。

市から犬が転出する場合は、転出先の市区町村に、南魚沼市の鑑札を持参し、届け出てください。

▶変更

登録済みの犬を譲り受けた場合や、転居などで登録内容が変わった場合は、変更の届出が必要です。

▶犬の死亡

登録している犬が死亡した場合は、死亡届を提出してください。

市の斎場でペットの火葬ができます。電話で予約してください。(TEL.782-0527)

狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬には1年に1回、4月から6月までに、狂犬病予防注射を受けさせることが法律で飼い主に義務付けられています。

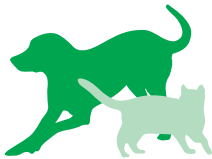
市では毎年4月に各地区で、集合注射を実施しています。会場や日程などの詳細は、市報や市のウェブサイトをご覧ください。

予防注射は動物病院などでも受けることができます。料金は集合注射とは異なりますので、各動物病院にご確認ください。市指定獣医師以外の場合、獣医師から

広告

六日町動物病院

animal hospital



診療受付時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~11:30	○	○	○	○	○	○	休
16:00~18:30	○	○	○	○	○	休	休

休診日 日曜・祝日
南魚沼市美佐島1908-1

TEL(025)770-0370

の証明書(注射済証)を市に提出し、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。交付手数料は、1頭につき550円です。

▶指定獣医師

犬の登録や狂犬病予防注射済票の交付を、市に代行しに行く獣医師です。市ウェブサイトでご確認ください。

ペット・動物愛護

特定動物の指定がある動物の飼育は、県知事の許可が必要です。また、動物取扱業を行うには、県知事に登録が必要です。

なお、ペットに関する質問・苦情などは、環境交通課にお問い合わせください。

その他各種環境問題

環境基本計画・環境行動計画・温暖化対策・新エネルギー・外来種問題など、環境分野全般を担当しています。

改葬・墓地

問 環境交通課 環境交通班 TEL.773-6666

改葬

市内のお墓に埋葬してある遺骨を別のお墓に移すときは、市の許可が必要です。「改葬許可申請書」に必要事項を記載し、新しく移す先の墓地利用許可証などの写しを添えて、環境交通課、大和・塩沼市民センターへご提出ください。交付手数料は1人につき300円です。

墓地の経営・変更・廃止

墓地の経営や面積の変更、廃止をするときは市の許可が必要ですので、事前にご相談ください。

仕事・産業

問 商工観光課 商工振興班 TEL.773-6665(商工業に関すること)

農林課 農業振興係 TEL.773-6663(農業に関すること)

企業立地促進

市内に下記の業種企業の立地を促進するため、一定の条件を満たした場合、固定資産税の課税優遇措置、奨励金の交付を行います。

▶業種

製造業・情報サービス業・道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・卸売業など

▶条件

- ・事業開始3年以内に、事業開始前と比較して5,000万円以上付加価値が増加する計画であること。
- ・事業開始から1年を経過した時点の新規常用雇用者が3人以上の計画であること。



▶ 支援内容

- ・地元新規雇用者1人につき30万円(3年に分け、3分の1ずつ)の奨励金を交付(3,000万円を限度)
- ・用地取得費の10%の奨励金を交付(5,000万円限度)

中小企業向け制度融資

▶ 地方産業育成資金

- 対象 市内に住所、または事業所がある人で、現に事業を営んでいる中小企業者(個人・法人)
- 限度額 1,000万円(限度額以内なら1金融機関2口まで可能)
- 利率 年1.70~2.20%
- 期間 ・運転資金…5年以内(据置6か月以内含む)
・設備資金…7年以内(据置6か月以内含む)
- 担保・保証人 取扱金融機関の定めによる

▶ 信用保証の補給

- 県、または市の指定の制度融資利用者を対象に新潟県信用保証協会による信用保証料に一部を市が補給します。

小規模事業者経営改善資金貸付利子補給

(株)日本政策金融公庫が行う国民生活事業経営改善資金の借入者に対して、利子の一部を補給します。

- 対象 市内で事業を営む人で、従業員数が20人以下の事業所(商業サービス業5人以下)
- 補給率 年利1%を超える部分のうちの0.85%以内
- 期間 借入れから3年間
- 申込み 市内商工会

中小企業向け研修受講料補助制度

市内に事業所がある中小企業に対して、中小企業大学校などが実施する研修の受講料の2分の1を補助します。(1年ごとに、1事業所3人以内)

南魚沼市WEB企業ガイド

新規卒者、U・Iターンなど南魚沼市での就職希望者向けに、市内企業情報を市ウェブサイトで紹介しています。

創業支援セミナー

創業を希望している人、創業や事業承継後問もない人を対象に、経営、財務、人材育成、販路開拓などを学ぶ無料セミナーを開催しています。

創業支援補助金

市内で新たに創業する人に対して、その創業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付します。申請には創業支援セミナー受講など条件があります。

- 補助額 審査により決定(最大115万円)

南魚沼マッチボックス(南魚沼市公式サイト)

1日単位・短時間から柔軟にはたらける市内単発バイトの求人情報を掲載しています。



事業承継プログラム relay the local 南魚沼市

市内事業者の第三者への事業承継を支援するため、オープンネーム事業承継希望者を掲載しています。



南魚沼市チャレンジ支援事業補助金

地域産業に携わる個人法人に対し、新たな事業への調査研究等に必要経費を補助します。

- 補助額 審査により決定(限度額100万円)

認定農業者制度

問 農林課 農業振興係 TEL.773-6663

自ら経営改善に取り組む意欲のある農業者が、農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標に「農業経営改善計画」を作成し、それを市が認定します。その計画達成に向けて県、市、農協などの関係機関から支援や優遇を受けることができます。

地産地消・食育

「地産地消」とは、地元で生産されたものを地元で消費することで、地元経済の活性化、安心・安全な生産物へのニーズの向上、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されています。市では、道の駅や市内各地の農産物直売所での販売や、学校給食などに使用することで「地産地消」を進めています。

▶ 土地・建物・都市計画

農業振興地域制度

問 農林課 農業振興係 TEL.773-6663

市内は、都市計画用途地域などを除くほぼ全域が、農業振興地域に指定されています。その中で、農地として利用すべき地域を「農用地区域」に指定しています。農用地区域内の土地は、農業上の利用を確保するため、原則として農業以外の利用はできません。

やむを得ず他の目的(住宅・駐車場・資材置場・店舗など)に利用する場合は、あらかじめ、その土地を農用地区域から除外する必要があります。

農地を耕作目的で権利移転するには

問 農業委員会事務局 農地係 TEL.773-6664

農地の所有権移転(売買・贈与・交換)や貸借をするには、農業委員会の許可が必要です。許可を受けないで行った権利の移動は、効力が生じません。

